

改正	平成24年9月10日	平成25年3月18日
	平成25年6月3日	平成26年3月12日
	平成26年4月18日	平成27年11月10日
	平成29年4月24日	平成29年8月9日
	平成29年10月10日	平成30年6月11日
	平成30年10月9日	令和2年6月23日
	令和4年10月5日	令和5年7月13日
	令和6年5月15日	令和7年5月30日
	令和8年6月16日	

（目的）

第1条 この要領は、公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）が、農業次世代人材投資（準備型等）事業規程（以下「規程」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力実施要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者確保実施要綱」という。）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成実施要綱」という。）及び北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知。以下「道実施要領」という。）に基づき実施する、就農準備資金及び就農準備支援資金（以下「準備型等」という。）の農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）に関する取扱について定めるものとする。

（資金の交付対象者）

第2条 規程第2条に定める資金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の要件を満たす者であって、第6条に定める農業次世代人材投資（準備型等）事業審査会（以下「審査会」という。）において研修計画が適当と認められた者とし、予算の範囲内で資金の交付を認めた者とする。

なお、道実施要領第4の1に基づき資金の交付を受ける者を就農準備資金交付対象者（以下「就農準備資金対象者」という。）、第4の2に基づき資金の交付を受ける者を就農準備支援資金交付対象者（以下「準備支援資金対象者」という。）という。

- 2 交付対象者は就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 3 第4条第2項の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。
 - (1) 道実施要領第4の1の(1)のイの(ア)及び第4の2の(1)のイの(ア)に基づき、北海道が就農に向けて必要な技術等を習得できると認め、新規就農支援ポータルサイトに公表された認定研修機関等（以下「研修機関等」という。）で研修を受けること。
 - (2) 研修期間がおおむね1年かつおおむね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
 - (3) 道実施要領別記に定める先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
 - ア 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - イ 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。
 - ウ 当該先進農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。（先進農家等経営概要書や過去の研修実績の有無など、諸般の情報により判断（指導農業士の場合は除く。））

- (4) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修（道実施要領第4の1のイの(エ)に定める海外研修をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。
- ア 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
- イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- 4 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- 5 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に以下の準備型等の事業による交付を受けていないこと。
- (1) 就農準備資金対象者にあつては、過去に本事業、農業人材力実施要綱の別記1農業次世代人材投資事業（以下「農業次世代人材投資事業」という。）、新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「令和2年度補正就職氷河期新規就農促進事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業（以下「新規就農促進研修支援事業」という。）、別記5就農準備支援事業（以下「就農準備支援事業」という。）又は新規就農者確保実施要綱の別記1就農準備・経営開始支援事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。
- (2) 準備支援資金対象者にあつては、過去に本事業、農業次世代人材投資事業、令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業、令和2年度補正就職氷河期新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業、就農準備支援事業又は就農準備・経営開始支援事業による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。
- 6 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあつては、就農にあたって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は道実施要領第4の3の(1)のイ及び第4の4の(1)のイに定める独立・自営就農（以下「独立・自営就農」という。）することを確約すること。
- 7 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合にあつては、就農後（前項に定める親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあつては、経営開始後）5年以内に農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は同法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定（以下「基盤強化法に基づく認定」という。）を受けること。
- 8 研修終了後に雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。
- 9 第4条の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると理事長が認める場合に限り、採択を可能とする。
- 10 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第4条の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- 11 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。
- 12 第6条に定める研修計画の承認を受けているが、第3条に基づき交付金額を算出したときに、対象となる交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の交付額は、交付期間1月につき1人あたり13.75万円(1年につき最大165万円)とする。ただし、交付対象者が令和7年度以前に研修を開始している場合、令和7年度以前の研修に係る交付金額は、1月につき1人あたり12.5万円とする。)また、交付期間は最長2年間とし、海外研修を行う者については最長3年間とする。

(研修計画の申請)

第4条 交付対象者には、採択年度の事業取扱要領を適用するものとする。

2 資金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公社の定める日までに、研修計画(別紙様式第1号)に申請者及び保証人の身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し。以下「身分証明書」という。)を添えて承認申請するものとする。

3 第6条により承認を受けた申請者が研修計画を変更する場合(研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更は除く。)は、計画の変更を申請するものとする。

(保証人)

第5条 研修計画の提出にあたっては、同一世帯に属さない保証人2名を徴求するものとし、研修計画の推薦者である農業経営者育成機関又は地域担い手育成センターは、当該保証人に対し事業制度を周知するとともに、申請者との連絡が困難となった場合の仲介等について協力を求めるものとする。

2 理事長は、前項に定める協力が見込めないなど、必要があると認めるときは、保証人の追加又は交替を求めることができるものとする。

(研修計画等の承認)

第6条 研修計画等の承認事務は、次により行うものとする。

(1) 理事長は、第4条の研修計画の提出を受けた時は、第2条に定める要件の適否を審査し、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認のうえ、審査の結果を研修計画審査結果通知書(別紙様式第2-1号)により申請者に通知するものとする。

(2) 理事長は、公社が行う研修状況及び就農状況の確認並びに第14条に定める書類の経由における関係機関の協力性を考慮して審査するものとする。

(3) 理事長は、審査にあたっては、審査会を開催し付議するものとし、審査会の組織及び運営に関しては、別に定めるものとする。

(4) 理事長は、研修計画等の変更申請を受けた時は、前3号の規定に準じて承認事務を取り進めるものとする。

(資金の交付)

第7条 研修計画の承認を受けた申請者は、農業次世代人材投資資金(準備型等)交付申請書(別紙様式第3号。以下「交付申請書」という。)を理事長に提出するものとする。

2 交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月単位にして算出するものとする。

3 理事長は、交付申請書の内容が適当であると認めた場合は、農業次世代人材投資資金(準備型等)交付決定通知書(別紙様式第2-2号)により通知するとともに資金を交付するものとし、資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とする。なお、理事長の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(研修状況の確認)

第8条 交付対象者は、研修開始日を起点とした半年ごと、交付対象期間経過後1か月以内に研修状況報告書(別紙様式第4号)を提出するものとする。

2 公社は、前項の研修状況報告書の提出を受けた時は、研修機関等の関係機関と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができていのかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合は研修機関等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行うものとする。

3 前項に定める研修実施状況の確認は、研修状況確認チェックリスト(別紙様式第5号)を使用し、以下の方法により行うものとする。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができるものとする。

- (1) 交付対象者への面談
 - ア 研修に対する取組状況
 - イ 技術の習得状況
 - ウ 就農に向けた準備状況
 - (2) 指導者への面談
 - ア 研修に対する取組状況
 - イ 技術の習得状況
 - ウ 就農に向けた準備状況
 - (3) 書類確認
 - ア 成績表（農業経営者育成教育機関で研修を受ける場合）
 - イ 出席状況
 - ウ 研修時間及び休憩時間
- （資金の交付停止）

第9条 交付対象者は、資金の受給を中止する場合は中止届（別紙様式第6号）を提出するものとする。

- 2 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は、休止後1か月以内に休止届（別紙様式第7号）を提出するものとする。
- 3 前項の休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は、再開後1か月以内に研修再開届（別紙様式第8号）を提出するものとする。
- 4 理事長は、第1項の中止届の提出を受けた時、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止するものとする。
 - (1) 第2条第2項から第11項までの要件を満たさなくなった場合。
 - (2) 研修を途中で中止した場合。
 - (3) 第8条第1項の研修状況報告を行わなかった場合。
 - (4) 第8条第2項の研修実施状況の確認等により、適切な研修を行っていないと判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）。
 - (5) 新規就農者育成実施要綱の別記2第10の3又は新規就農者確保実施要綱の別記1第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
- 5 理事長は、第2項の休止届の提出を受け、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止するものとする。

なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止するものとする。

- 6 理事長は、第3項の研修再開届の提出を受け、適切に研修することができると認められる場合は、資金の交付を再開するものとする。
- 7 交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができるものとする。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、第3項の研修再開届と併せて第4条第3項に定める手続きに準じて研修計画の交付期間の変更を申請するものとする。
（研修終了後の報告及び就農状況の確認）

第10条 交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を提出するものとする。

- 2 交付対象者が、資金の受給終了後、継続して就農に向けたより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、次により行うものとする。
 - (1) 交付対象者は、研修期間が終了する2か月前までに継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、第4条第2項に定める手続きに準じて承認申請するとともに、継続研修計画の承認後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を提出するものとする。
 - (2) 理事長は、前号の継続研修計画の提出を受けた時は、第6条の規定に準じて承認するものとする。

- (3) 継続研修は、研修期間終了後、原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。また、期間中は、第8条の規定に準じて研修状況の報告及び確認を行うものとする。
- 3 交付対象者及び保証人は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）に身分証明書を添えて提出するものとする。
- 4 交付対象者は、やむを得ない理由により、研修終了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合には、就農遅延届（別紙様式第13号）を提出するものとする。
なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。
- 5 交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第14号）を提出するものとする。また、就農届の内容（就農形態等）が変更となる場合は、変更後1か月以内に変更後の就農届を提出するものとする。
- 6 交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届（別紙様式第15号）を提出するものとする。
なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は、再開後1か月以内に就農再開届（別紙様式第16号）を提出するものとする。
- 7 交付対象者は、交付期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第20号）を提出するものとする。
- 8 就農状況等の確認は、次により行うものとする。
- (1) 就農状況の確認にあつては、第1項の就農状況報告の提出に合わせて就農状況を確認するものとし、交付期間の1.5倍（海外研修を行う者については5年間。）又は2年間のいずれか長い期間（以下「就農状況確認期間」という。）、以下のとおり行うものとする。ただし、第2条第6項に定める親元就農の場合は、就農状況確認期間にかかわらず、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があつた時点においても、その状況を確認するものとする。また、交付対象者が親元就農後に第2条第7項に定める独立・自営就農へ移行し、就農状況確認期間後に基盤強化法に基づく認定を受ける場合にあつては、その認定の状況について市町村に確認するものとする。
- ア 道実施要領第2の2に規定する農業次世代人材投資資金（経営開始型等）の受給者は、同要領第6の3の(5)のアによる確認結果について、農業次世代人材投資資金（経営開始型等）事業を行っている市町村に照会するものとする。
イ 農業人材力実施要綱及び新規就農者育成実施要綱に規定する雇用就農資金等の研修生に関する確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会するものとする。
- ウ 経営発展支援事業対象者又は世代交代・初期投資促進事業対象者が、研修終了後に交付主体である市町村から補助を受ける場合は、道実施要領第6の5の(1)に基づく就農状況報告の確認をもって本事業の就農確認に代えるものとする。
- エ アからウまで以外の者は、道実施要領第6の3の(5)のアに準じて確認を行い、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第17号）を使用し、以下の方法により行うものとする。
- (ア) 交付対象者への面談
- a 現在の職務内容及び担当部門
- b 現在の業務における課題及び今後の目標
- (イ) 雇用主又は経営主への面談
- a 交付対象者の現在の職務内容及び担当部門
- b 交付対象者の就業実態から考えられる課題及び今後の目標
- c 交付対象者に対する所見
- (ウ) 書類確認
- a 雇用就農にあつては、出勤状況のわかる書類
- b 親元就農にあつては、作業日誌
- c (1)のただし書きにあつては、農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2に基づき農業委員会が作成する農地台帳をいう。）、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、農業経営基盤

強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）の施行前の基盤強化法第19条の規定に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法の施行前の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

- (2) 理事長は、第4項の就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合は、就農の遅延を承認するものとし、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。また、就農遅延届の提出があった交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行うものとする。
- (3) 理事長は、交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に第6項の就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合は、就農の中断を承認するものとし、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、就農中断届の提出があった交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

(資金の返還)

第11条 交付対象者は、以下の各号に該当する場合は、受給した資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情に該当すると理事長が認めた場合（虚偽の申請等を行った場合は除く。）はこの限りでない。

- (1) 資金の一部を返還する場合は、次の基準によるものとする。

ア 第9条第4項の(1)、(2)、(5)及び同条第5項に掲げる要件に該当した時点（第9条第5項にあっては、同条第2項の休止届の提出後、同条第3項の研修再開届が提出されずに第10条第5項の規定に準じて就農した場合に限るものとし、休止期間の始期の前日を要件に該当した時点とする。）が既に交付した資金の対象期間中の場合は、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還するものとする。

イ 第9条第4項の(3)に掲げる要件に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還するものとする。

- (2) 資金の全額を返還する場合は、次の基準によるものとする。

ア 第9条第4項の(4)に掲げる要件に該当した場合。

イ 研修（第10条第2項に定める継続研修を含む。以下同じ。）終了後（研修中止後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第10条第4項に定める手続きを行い、研修終了後から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(道実施要領第4の3の(1)のイ及び第4の4の(1)のイに定める、独立・自営就農の要件)

(ア) 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、令和4年改正法附則第5条及び第9条に基づく公告があったもの、農地バンク法第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 海外研修を実施した者が、就農後5年以内に第2条第3項の(4)のアの農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農した者が、第2条第6項で確約したことを実施しなかった場合。

オ 独立・自営就農した者が、就農後5年以内に基盤強化法に基づく認定を受けなかった場合。

カ 雇用就農した者が、第2条第8項に定める要件を満たさなかった場合。

キ 就農状況確認期間まで就農を継続しない場合、又はその間の農業従事日数が一定（おおむね年間150日かつおおむね年間1,500時間）未満である場合。ただし、第10条第6項に定める手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開したうえで就農中断期間と同期間さらに就農継続した場合を除く。

ク 就農状況確認期間において、第10条第1項から第7項に定める手続き（第10条第3項に定める保証人の住所等変更届を除く。）を行わなかった場合。

ケ 虚偽の申請を行った場合。

2 資金を返還する交付対象者は、返還申請書（別紙様式第2-3号）を提出するものとする。

3 理事長は、返還申請書の提出を受けた場合は、返還決定通知書（別紙様式第2-4号）により、支払期日を指定して返還させるものとする。

4 理事長は、第1項に該当する場合は、返還請求書（別紙様式第2-5号）により、支払期日を指定して、返還させるものとする。

（返還の免除）

第12条 交付対象者は、前条第1項に掲げる「病気、災害等のやむを得ない事情」に該当する場合は、返還免除申請書（別紙様式第18号）を提出するものとする。

2 理事長は、前項の返還免除申請書の申請内容が妥当と認められる場合は、資金の返還を免除することができるものとし、その場合は、返還免除承認通知書（別紙様式第19号）により申請者に通知するものとする。

（書類の経由）

第13条 交付対象者が理事長に提出する申請書等の提出にあたっては、原則として、道実施要領別記の1の農業経営者育成教育機関において研修を受ける場合は当該教育機関を経由し、別記の2の研修教育機関及び別記の3の先進農家等において研修を受ける場合や就農する場合は、所在地の市町村を範囲とする地域担い手育成センターを経由するものとする。

2 交付対象者は、前項の書類経由先となる関係機関に対し、必要な協力を得られるよう努めるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年5月21日から施行する。

附 則（平成24年9月10日）

この要領は、平成24年9月10日から施行する。

附 則（平成25年3月18日）

この要領は、平成25年3月18日から施行する。

附 則（平成25年6月3日）

この要領は、平成25年6月3日から施行する。

附 則（平成26年3月12日）

この要領は、平成26年3月12日から施行する。

附 則（平成26年4月18日）

この要領は、平成26年4月18日から施行する。

附 則（平成27年11月10日）

この要領は、平成27年11月10日から施行する。

附 則（平成29年4月24日）

1 この要領は、平成29年4月24日から施行する。

2 この改正前の青年就農給付金（準備型）事業取扱要領に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。また、改正前の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。

附 則（平成29年8月9日）

1 この要領は、平成29年8月9日から施行する。

2 この改正前の本要領に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の

例によるものとする。ただし、改正後の第10条の7については、改正後の本要領を適用するものとする。

附 則（平成29年10月10日）

- 1 この要領は、平成29年10月10日から施行する。
- 2 この改正前の本要領に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成30年6月11日）

- 1 この要領は、平成30年6月11日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第9—1号、別添1、別紙様式9—3号については、この通知後を適用するものとする。

附 則（平成30年10月9日）

- 1 この要領は、平成30年10月9日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第10条第7項については、改正後の本要領を適用するものとする。

附 則（令和2年4月1日）

- 1 この要領は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第5号及び別紙様式第17—1号については、この通知後を適用するものとする。

附 則（令和4年10月5日）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第5号及び別紙様式第17—1号については、この通知後を適用するものとする。

附 則（令和5年7月13日）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和6年5月15日）

- 1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和7年5月30日）

- 1 この要領は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式については、改正後の本要領を適用するものとする。

附 則（令和8年6月16日）

- 1 この要領は、令和8年4月7日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式については、改正後の本要領を適用するものとする。

別記

別紙様式第1号

別紙様式第2—1号

別紙様式第2—2号

別紙様式第2—3号

別紙様式第2-4号
別紙様式第2-5号
別紙様式第3号
別紙様式第4-1号
別紙様式第4-2号
別紙様式第5号
別紙様式第6号
別紙様式第7号
別紙様式第8号
別紙様式第9-1号
別紙様式第9-2号
別紙様式第9-3号
別紙様式第10号
別紙様式第11号
別紙様式第12号
別紙様式第13号
別紙様式第14号
別紙様式第15号
別紙様式第16号
別紙様式第17-1号（独立・自営就農者向け）
別紙様式第17-2号（雇用就農者向け）
別紙様式第17-3号（親元就農者向け）
別紙様式第18号
別紙様式第19号
別紙様式第20号